

家 庭 用 暖 房 契 約

(選択約款)

2 0 2 5 年 3 月 2 1 日 実 施

高岡ガス株式会社

家庭用暖房契約 目次

1. 目的		1
2. この選択約款の変更		1
3. 用語の定義		1
4. 適用条件		1
5. 契約の締結		2
6. 使用量の算定		2
7. 料金		2
8. 単位料金の調整		2
9. その他		3
附 則		
1. この選択約款の実施期日		3
2. この選択約款の揭示		3
3. この選択約款の実施に伴う切替措置		3
別 表		
1. 適用区分		4
2. 料金及び消費税等相当額の算定方法		4
3. 冬期 料金表A		5
4. 冬期 料金表B		5
5. その他期 料金表C		5
6. その他期 料金表D		5

1. 目 的

この選択約款は、家庭用の厨房および暖房の普及を通じ当社（導管部門）の供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3) 及び(4) のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「厨房機器」とは、エネルギー源にガスを使用する消費機器のうち調理用として使用する機器をいいます。
- (2) 「暖房機器」とは、エネルギー源にガスを使用する消費機器のうち暖房用として使用する機器をいいます。
- (3) 「冬期」とは、1 2月使用分（1 1月検針日の翌日から1 2月検針日まで）から4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）までの5 か月間をいいます。
- (4) 「その他期」とは、5 月使用分（4月検針日の翌日から5 月検針日まで）から1 1月使用分（1 0月検針日の翌日から1 1月検針日まで）までの7 か月間をいいます。
- (5) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (6) 「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。
- (7) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (8) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (9) 「単位料金」とは、8. に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

お客さまが、家庭用として厨房機器と暖房機器を専用住宅又は併用住宅に所有し、その同一需要場所におけるガス使用量を1 個のガスメーターで算定する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社と契約していただきます。
- (2) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合の契約期間は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
 - ② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
 - ③ 契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (3) 本契約の契約期間満了前に解約又はガス小売供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(4)において同じ）。
- (4) 本契約の契約期間満了前に他の契約種別（ガス小売供給約款に定める料金を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、当社（導管部門）より通知を受けた使用量をお客さまへ通知いたします。なお、各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日から翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(2)により算定された料金（以下「早収料金」といい、消費税相当額を含みます。）を、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は8.の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して早収料金又は遅収料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表の2.(2)のとおりといたします。
 - ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金＋0.080円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）
 - ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金－0.080円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）
（備考）

上記①、②の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

89,840円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表の2.(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりプロパン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算定式）

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9788 \\ + \text{トン当たりプロパン平均価格} \times 0.0231$$

（備考）

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりプロパン平均価格は、当社事務所に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算定式）

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

附 則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、2025年3月21日から実施いたします。

2. この選択約款の揭示

当社は、この選択約款を、当社事務所のほか、当社ホームページにおいて揭示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の家庭用暖房契約の内容及びその効力発生時期を周知します。

3. この選択約款の実施に伴う切替措置

当社は、料金算定期間の末日が2025年3月1日から同月末日に属する料金算定期間の早収料金は、2025年3月20日まで適用の約款に基づき算定するものといたします。

(別 表)

1. 適用区分

(1) 冬期

料金表A 使用量が0立方メートルから40立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が40立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) その他期

料金表C 使用量が0立方メートルから25立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が25立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金及び消費税相当額の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は8.の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から当年3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から当年4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から当年5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から当年6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から当年7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から当年8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から当年9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれの次の算定により算定いた

します。(小数点以下の端数切捨て)

① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1＋消費税率)

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1＋消費税率)

3. 冬期 料金表A (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	2, 8 0 8 . 6 7 円
---------------------	------------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 0 5 . 2 0 円
-------------	---------------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに8.の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 冬期 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	4, 1 0 4 . 0 3 円
---------------------	------------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 7 2 . 8 1 円
-------------	---------------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに8.の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. その他期 料金表C (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1, 2 8 9 . 9 0 円
---------------------	------------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 6 5 . 9 6 円
-------------	---------------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに8.の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

6. その他期 料金表D (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	2, 8 0 8 . 6 7 円
---------------------	------------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 0 5 . 2 0 円
-------------	---------------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに8.の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。